

川崎市指令環廃 第94号

許可番号 第05720004830号

## 産業廃棄物処分業許可証

住 所 東京都港区芝浦一丁目13番10号

氏 名 大興運輸倉庫 株式会社

代表取締役 片山 饒 様

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

平成27年10月2日

川崎市長

福田 紀彦 印



許 可 の 年 月 日

平成27年10月4日

許 可 の 有 効 期 限

平成32年10月3日

### 1 事業の範囲

#### (1) 事業の区分

中間処理（破碎、分離）

#### (2) 産業廃棄物の種類

##### ア 破碎に係るもの

（ア） 廃プラスチック類、（イ） 金属くず、（ウ） ガラスくず  
以上3種類（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

##### イ 分離に係るもの

（ア） 汚泥、（イ） 廃プラスチック類、（ウ） 金属くず  
以上3種類（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

#### (3) 制限

ア 破碎に係る産業廃棄物は、廃蛍光管及び廃電球に限る。

イ 分離に係る産業廃棄物は、廃電池に限る。

### 2 事業の用に供するすべての施設（施設ごとに種類、設置場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号（産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。）を記入すること。） 別記1のとおり

### 3 許可の条件

### 4 許可の更新又は変更の状況

平成27年10月4日 更新許可

### 5 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無 無

別記 1

(1) 事業の用に供する施設

施設の種類及び設置年月日	処理能力	所在地
ア 破碎施設 (破碎施設) (設置年月日 平成12年 9月14日)	6 t/日 (廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず)	川崎市川崎区小島町 10番2 (562.52 m <sup>2</sup> )
イ 分離施設 (分離施設) (設置年月日 平成25年 1月17日)	6.8 t/日 (汚泥、廃プラスチック類、金属くず)	

(2) 施設の種類及び能力

施設の種類	処理能力	備考
破碎施設一式	6 t/日	破碎施設
分離施設一式	6.8 t/日	分離施設



この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、神奈川県知事に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には当該審査請求に係る裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。